

第 5 期

生駒市障がい者福祉計画（案）

（平成 30 年度～平成 32 年度）

生駒市

目次

第1部 計画の基本的事項	1
第1章 計画策定に当たって	2
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の根拠と位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 計画策定の経緯	4
第3章 計画の理念	5
1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く	5
2 健康で生きがいのある暮らしを実践する	5
3 地域において支え合う社会を築く	6
第4章 基本の方針	7
1 生涯を通じて健康であるために	7
2 安心して暮らし続けるために	7
3 やさしい心のまちづくりのために	7
4 生きがいに満ちた生活のために	7
第5章 重点課題	8
1 地域が一体となって支える体制の整備	8
2 健康づくりと保健・医療・福祉の連携	8
3 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供	9
4 共に理解し、共に生きる社会づくり	9
5 生きがいある生活と社会参加	9
第6章 生駒市の障がい者の状況	11
1 人口と世帯数	11
2 障がい者の状況	13

第2部 障がい者福祉計画	15
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実.....	16
1 保健・医療サービス等の充実	16
2 早期療育・教育の充実.....	21
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	25
1 生活支援にかかるサービスの充実.....	25
2 相談支援の充実.....	41
3 生活環境の充実.....	44
第3章 障がい者理解と権利擁護.....	46
1 啓発・交流による障がい者理解	46
2 権利擁護に対する支援.....	49
第4章 障がい者の社会参加と就労支援.....	51
1 社会参加への支援	51
2 就労支援の充実.....	52
第5章 計画の推進体制と進行管理	55
1 計画の推進体制.....	55
2 計画の進行管理.....	55

第1部

計画の基本的事項

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

少子高齢化社会の進展やストレス社会の広がりの中で障がい者の数は年々増加しているとともに、障がいの重度・重複化といった状況がみられます。また、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者」という。）の介護をする家族の高齢化が一段と進んでおり、「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなっています。さらに、人口減少社会を迎え、事故や病気による中途障がい者の雇用継続や社会復帰の重要性がこれまで以上に高まっています。

このような中、障がい者本人のみならず、家族からの障がい者支援策の拡充に対する期待はますます高まっており、誰もが住み慣れた地域で社会と関わりながら安心した生活を継続できる仕組みづくりが重要な課題となっています。

そのため可能な限り、全ての障がい者が身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること及び障がい者等にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものが除去されることが必要となります。

また、「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」を目指すためにも、「自助」「共助」「公助」の考え方が根付く取組が一層求められます。

これらのことを踏まえ、①人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く ②健康で生きがいのある暮らしを実践する ③地域において支え合う社会を築く という3つの理念に基づき、第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定します。

保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備を図るとともに、障がい者の地域福祉の現状とニーズの把握を行い、これまでの各サービスの整備状況について評価・検証し、新たな目標達成に向けて取組を進めていきます。

2 計画の根拠と位置付け

計画については、障害者基本法第11条第3項に規定する『市町村障害者計画』、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定する『市町村障害福祉計画』及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する『障害児福祉計画』として一体的に策定しています。

本計画は平成27年度から平成29年度を計画期間とした本計画の前の計画である第4期「障がい者福祉計画」に続くもので、上位計画である「生駒市総合計画」や本市における保健・医療・福祉に関する事項を定めた他の関連計画、障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ、障がい者福祉施策を推進するための基本的な指針としても位置付けています。

3 計画の期間

第5期「生駒市障がい者福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

ただし、障害者総合支援法には、計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることが必要であるとされています。

そのため、目標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。なお、中間評価の際には、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 計画策定の経緯

わが国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を端緒として、平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」、平成14年に「新障害者基本計画」が策定されました。

平成15年の「支援費制度」の導入により、障がい者の生活支援に向けた施策の一層の推進が図られ、平成18年には、障がい者の自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等を共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが始まりました。

その後、様々な緊急措置等を重ね、平成25年4月の法改正により改題された「障害者総合支援法」に基づき各種の支援事業を推進しています。さらに、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指す「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、就労と生活に対する支援の充実や障がい児支援の多様なニーズへの対応を図る「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正がなされ、平成30年度から施行される予定です。

また、平成18年12月には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択（平成26年1月批准）され、条約の締結に向けた国内法の整備が必要となる中、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を尊重されるものであるとの理念に基づき、平成23年7月に「障害者基本法」が改正され、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成25年6月に障害者基本法第4条を具現化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月から施行されました。

本市においては、平成15年3月に「生駒市障がい者福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直し策定を行っています。平成28年の障害者差別解消法の施行に加え、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正される状況の下、円滑なサービス利用を通じて障がい児を含む障がい者の自立や社会参加を促進するため、第5期「生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。

第3章 計画の理念

生駒市総合計画では、まちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、次のとおり基本理念が定められています。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助、共助、公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず、「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化等、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

これらの基本理念を受け、本市で生活する全ての市民や事業者、関係機関等の理解と協力を得ながら、「市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けて、第5期計画においては、次のとおり基本理念を定めます。

1 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く

障がい者が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指します。就学、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の人生の節目を見据えた継続的支援の取組を、保健・医療・福祉・教育・就労の各分野間で連携しながら進めます。

2 健康で生きがいのある暮らしを実践する

障がい者が心身共にいつまでも健康で豊かな生活を送ることができるよう、保健・医療・教育と連携した福祉サービスの充実を目指します。

障がい者が、その意欲と能力と適性に応じた多様な働き方ができるよう、就労支援の充実を図ります。また、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望を持って社会参加を図ることができる環境整備を目指します。

3 地域において支え合う社会を築く

障がい者が、住み慣れた地域において、それぞれの状態やニーズに合ったサービスを適切に効果的に受けられるような地域密着型の福祉を重視します。そのために生活支援センターや地域活動支援センター等の地域に密着したサービス拠点や、サービス事業者等の関係機関、福祉ボランティア等と連携し、様々な支援をきめ細かに提供できるシステムを確立します。特に、障がい者の自立した生活を重視し、住み慣れた地域において、個々のケースに応じた適切なサポートケアを提供できるよう地域生活支援拠点事業の円滑な運営を図ります。

また、全ての市民が福祉の向上に対する自覚を持ち、豊かな心で、障がい者や子ども、高齢者等、支援を必要とする人も一緒に支えあう、差別やバリアのないまちづくりを進めます。

第4章 基本的方針

1 生涯を通じて健康であるために

障がい者に係る保健・医療サービスとして、障がい等の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から中高年齢に至るまでの各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。

また、地域の医療機関と密接に連携を図りながら、障がいの種類や程度に対応した適切な医療サービスの充実を図ります。

2 安心して暮らし続けるために

全ての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、疾病や事故等により心身の機能に障がいが生じた場合でも、本人の生活能力を高めるためのリハビリテーション等を重視するとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの供給に努めます。

また、福祉サービス利用者がサービス提供者と直接契約を行い、自己選択・自己決定によって必要なサービスを利用する際に、利用者にとってサービスが偏ったり不足することのないようにサービス供給体制を整備するとともに、人間としての尊厳を重視した地域ケア体制の構築に努めます。

3 やさしい心のまちづくりのために

市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、障がい者、子どもや高齢者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。家庭、学校、職場や地域社会においても、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がい者へちょっとした配慮や手助けができるよう普及啓発の取組を積極的に進めます。また、全ての地域住民が共に支え合う地域社会を築き上げるため、福祉ボランティア等の育成・支援に努めます。

4 生きがいに満ちた生活のために

障がい者の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために、就労支援事業所の設置や就労体験の提供、優先調達等を通じ、個人の意欲、能力や適性に応じた就労を確保できるよう積極的な支援に取り組みます。

また、文化・スポーツ活動等の多様なコミュニケーションや自己表現の機会を設け、社会参加の促進に努めていきます。さらに、障がいの種類や程度に応じた適切な療育・教育の充実にも努めます。

第5章 重点課題

1 地域が一体となって支える体制の整備

本市では、今後も年々、高齢者人口の増加が予測されています。また、高齢化や長寿化に伴い、障がい者（手帳所持者）数は年々増加しています。加えて、核家族化や介護する家族の高齢化等による「家族介護力」の低下により、障がい者にとって「親亡き後の問題」は一層深刻なものとなり、社会的支援の必要性が高まっていると考えられます。

こうしたことを背景に、福祉施策に要する費用は増加の一途をたどる一方で、その財源となる市税及び地方交付金等は伸び悩んでいる現状にあります。

今後ますます多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、市民の相互支援、ボランティア活動が機能している地域福祉を実現することが重要になります。「自助」「共助」「公助」の考え方が根付き、地域住民が一体となり「助け合える」「話し合える」「分かち合える」地域社会を構築することが望まれます。

特に近年、障がい者への虐待防止や災害時の要援護者支援の必要性が高まる中、地域の見守りや支え合いを通じた地域ケア体制の整備が求められています。

また、地域で安心して暮らせる環境を整備し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりをさらに推進する必要があります。

2 健康づくりと保健・医療・福祉の連携

健康づくりについては、子どものころから規則正しい生活習慣を身につけるとともに、疾病予防や障がいや重度・重複化することへの予防に積極的に取り組むことが第一に重要です。

そのため、身近な場所で自分に合った健康づくりが実践できるよう、学習や運動の機会の提供、総合的な保健・医療サービスの充実等、多様な健康支援サービスの整備及び市民への情報提供が必要です。これらの環境整備においては、関係機関との連携、健康づくりに関する市民グループ等とのネットワークづくりが求められています。

中でも心の病気については、社会的な偏見や正しい理解の不足もあり早期受診につながりにくい現状があります。そのため心の健康についての啓発が欠かせません。

今後は特に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要から、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者等と連携を行い、支援体制を構築していくことが必要です。

3 個人の尊厳の保持と総合的な支援サービスの提供

生活支援サービスを提供するに当たっては、サービス利用者の人間としての尊厳と意思を尊重することが大切です。

障害福祉サービスは、契約によって主体的にサービスを選択することができることから、利用者とサービス提供者との対等な関係を保持することが重要です。利用者の権利が侵害され不利益を被ることのないように、成年後見制度の利用支援等の権利擁護に向けたサポート体制を充実させることも必要です。

サービス利用希望者が、できる限り住み慣れた環境で生活を送ることを基本に、それぞれの生活スタイルやニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるよう、人材を育成するとともに、機関連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等を行うことで各種のサービスの質的向上を図ります。

また、障害福祉サービスの充実だけでなく、家族への支援や保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備、障がいの早期発見から療育・教育に至るまで切れ目のない支援が必要のため、障がい者がそれぞれのライフステージに応じたサービスが受けられるよう、総合的な施策推進やそのための体制整備を図ります。

4 共に理解し、共に生きる社会づくり

障がいがある人もない人も、子どもや高齢者も共に生きる社会づくりが求められています。

障がい者の社会参加を推進するためには、市民一人ひとりが障がい者に対する「心の壁（バリア）」を取り除くことや、様々な障がいの特性やそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくことが大切です。

また、障がい者の自立性や主体性を育むためには、幼少期から「共に学び、共に育つ」環境が重要です。障がい者の保育や教育において、個々の成長段階に応じた療育や、障がいの状態や個々の能力・適性、家庭環境等に応じたきめ細かな教育プログラム等、子どもの将来の自立に向けた、切れ目のない分野横断的な支援が必要です。

5 生きがいある生活と社会参加

障がい者が就労の機会を得ることは、社会の構成員の一員として社会参加し、生きがいを見出す上で大切なことです。働く意欲を持つ障がい者の能力や適性に応じた就労の機会や場を確保するとともに、相談支援等の充実を図ることが必要です。

また、同じ障がいや悩み等を抱え、同じ立場にある障がい当事者同士が、互いの体験・経験を基に語り合い、問題の解決に向けてサポートを行う相互支援の取組（ピアサポート）も必要です。

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、これらの取組の充実を図り、一般就労への移行等、就労機会の拡大に努めます。また、文化・スポーツ活動を通じた多様なコミュニケーションや自己表現により、いつでも生きがいや希望を持って社会参加を図ることができる環境整備を目指します。

第6章 生駒市の障がい者の状況

1 人口と世帯数

(1) 人口と世帯数の推移

本市は、昭和50年代に人口が急増し、平成2年に10万人に到達した後も増加傾向をみせていたものの、平成26年の121,185人をピークに平成29年の人口は120,741人と減少傾向となっています。その一方で世帯数は49,672世帯と増加しており、1世帯あたり人員は2.43人と年々減少傾向となっています。

人口ピラミッドを見ると、65歳から75歳の分布が多いことから、今後75歳以上の高齢者が一層増加することが予測されます。

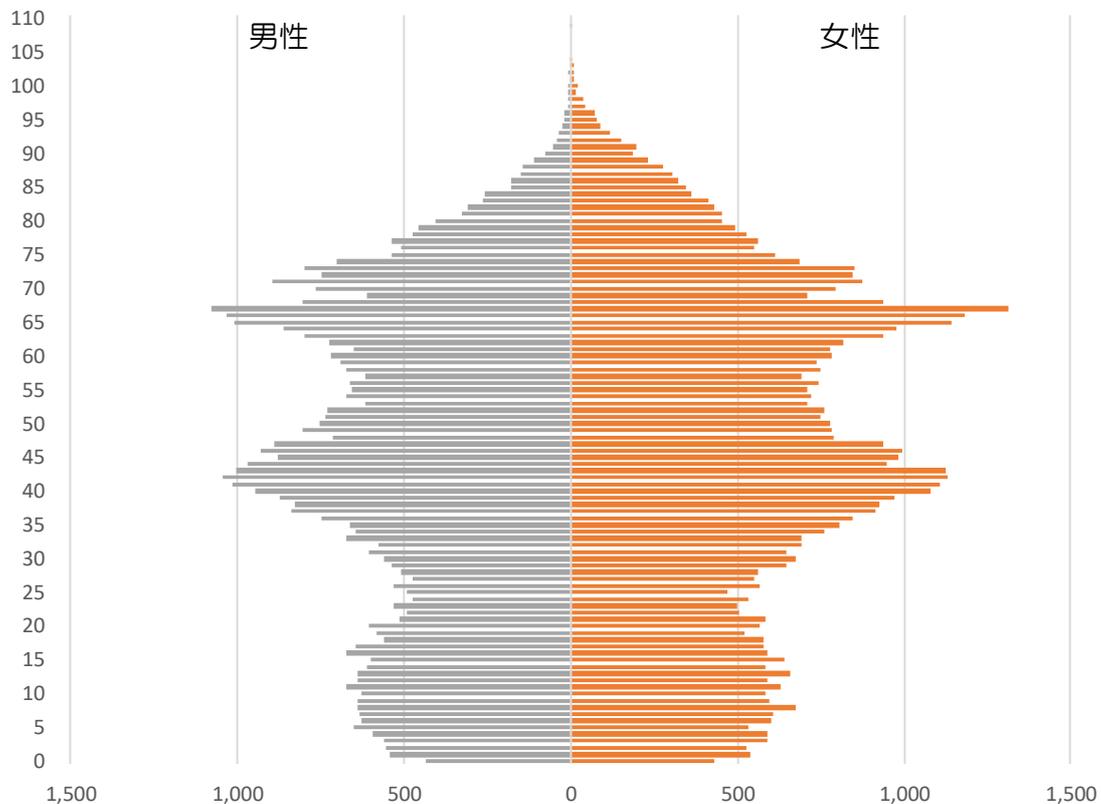
図表1 人口、世帯数及び1世帯あたりの人員 (単位：人、世帯)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口	121,031	121,185	120,893	120,835	120,741
世帯数	47,965	48,477	48,784	49,184	49,672
1世帯あたりの人員	2.52	2.5	2.48	2.46	2.43

※各年4月1日現在の住民基本台帳による

図表2 人口ピラミッド

(単位：歳、人)



※平成29年4月1日現在の住民基本台帳による

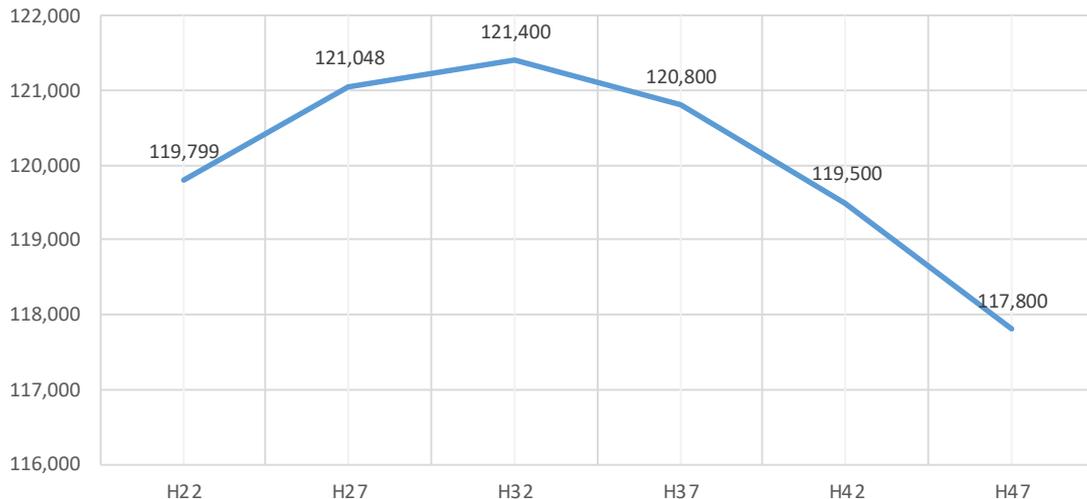
(2) 人口の推移及び将来推計人口

本市の人口は今後ゆるやかに減少し、平成 47 年には 117,800 人となるものと推計されています。

また、高齢化率は平成 27 年の 25.4%から平成 47 年には 30.9%と上昇を続ける一方で、生産年齢人口比率は平成 27 年の 59.8%から、平成 47 年には 56.4%と低下をたどっていく推計となっています。

図表3 将来推計人口

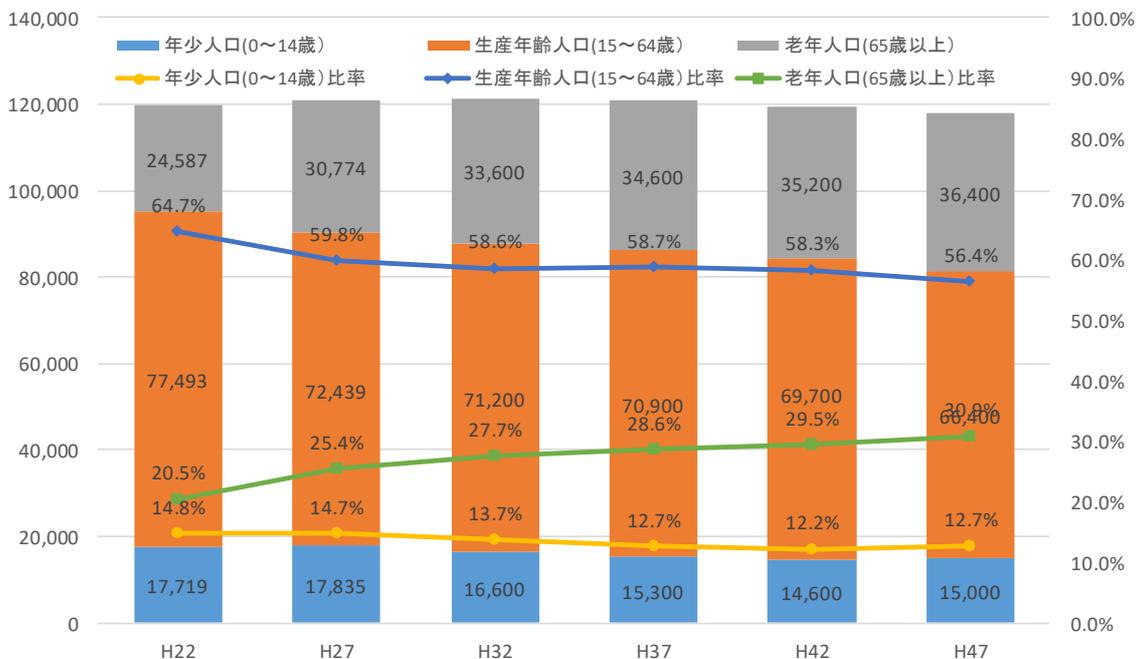
(単位：人)



※生駒市人口ビジョンによる

図表4 年齢3区分別人口推移

(単位：人)



※生駒市人口ビジョンによる

2 障がい者の状況

(1) 障がい程度別障がい者数の推移と推計

平成29年現在の障がい者（手帳所持者）数は、身体障がい者が3,780人、知的障がい者が683人、精神障がい者が620人で、障がい者総数は5,083人、障がい者比率は4.21%となっています。障がい程度別に見ると、身体障がいは、4級が最も多く、次いで1級が多くなっており、また、1級、2級を合わせた重度障害者が約40%を占めています。知的障がいは、Bが全体の約54%を占めています。精神障がいは、2級が最も多く、全体の約59%を占めています。

直近3年間の推移を見ると、いずれの障がいも年々増加しており、それに伴い、障がい者比率も高くなる傾向にあります。

平成32年における障がい者数の推計では、身体障がい者が3,921人、知的障がい者が775人、精神障がい者が764人で、障がい者総数は5,460人となると見込まれます。

図表5 障がい程度別障がい者数の推移と推計

(単位：人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	【参考】 平成37年 (推計)
身体 障 が い 者 数	1級	1,016	1,046	1,095	1,115	1,135	1,155	1,255
	2級	483	477	471	463	455	447	407
	3級	685	696	679	684	689	694	719
	4級	1,123	1,126	1,101	1,116	1,131	1,146	1,221
	5級	219	229	242	250	258	266	306
	6級	175	180	192	199	206	213	248
	計	3,701	3,754	3,780	3,827	3,874	3,921	4,156
知 的 障 が い 者 数	A	123	106	100	90	80	70	20
	A1	67	79	89	98	108	118	173
	A2	109	109	127	141	155	170	249
	B	39	37	33	28	23	18	0
	B1	135	146	157	167	177	187	241
	B2	154	168	177	188	200	212	274
	計	627	645	683	712	743	775	957
障 精 が い 者 数 神	1級	66	74	80	86	92	98	128
	2級	335	345	367	389	411	433	543
	3級	127	153	173	193	213	233	333
	計	528	572	620	668	716	764	1,004
障がい者総数		4,856	4,971	5,083	5,207	5,333	5,460	6,117
総人口		120,893	120,835	120,741	121,000	121,200	121,400	120,800
障がい者比率		4.02%	4.11%	4.21%	4.30%	4.40%	4.50%	5.06%

※総人口、身体障がい者数、知的障がい者数は各年4月1日現在の数値（本市調べ）

※精神障がい者数は各年6月末現在の数値（県調べ）

(2) 年齢3区分別障がい者数の推移

平成29年の障がい者数を年齢3区分別に見ると、18歳未満が319人(6.3%)、18歳～64歳が1,787人(35.4%)、65歳以上が2,937人(58.2%)となっています。

直近4年間の推移を見ると、65歳以上の障がい者数の増加が目立ち、障がい者の高齢化が進んでいることが分かります。

図表6 年齢3区分別・障がい別障がい者数と構成比 (単位：人)

		身体障がい者数	知的障がい者数	精神障がい者数	計
年齢3区分別	18歳未満	78	231	10	319
		1.5%	4.6%	0.2%	6.3%
	18歳～64歳	884	416	487	1,787
		17.5%	8.2%	9.7%	35.4%
	65歳以上	2,818	36	83	2,937
		55.9%	0.7%	1.6%	58.2%
計		3,780	683	580	5,043
		75.0%	13.5%	11.5%	100.0%

※平成29年4月1日現在の数値(本市調べ)

図表7 年齢3区分別障がい者数の推移 (単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	302	314	306	319
18歳～64歳	1,767	1,751	1,791	1,787
65歳以上	2,725	2,793	2,873	2,937
計	4,794	4,858	4,970	5,043
65歳以上の割合	56.8%	57.5%	57.8%	58.2%

※各年4月1日現在の数値(本市調べ)

(3) 身体障がい者の部位別にみた推移と推計

身体障がい者数の推移を障がい部位別に見ると、肢体不自由及び内部機能障がいの増加が多く、これらの部位の障がい者数は、身体障がい者全体の約87%を占めています。これは、加齢に伴う疾病を原因とする後天的な障がいに影響しているものと考えられます。

図表8 障がい部位別に見た障がい者の推移と推計 (単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)	平成32年 (推計)	【参考】 平成37年 (推計)
視覚	226	226	228	225	222	219	204
聴覚・平衡	234	236	244	249	254	259	284
音声・言語	37	37	32	32	32	32	32
肢体不自由	2,084	2,083	2,054	2,062	2,070	2,078	2,118
内部機能	1,120	1,172	1,222	1,259	1,296	1,333	1,518
計	3,701	3,754	3,780	3,827	3,874	3,921	4,156

※各年4月1日現在の数値(本市調べ)

第2部

障がい者福祉計画

第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実

事業推進の考え方

障がい者が、心身ともに健康で豊かに地域で暮らしていくためには、障がい者の生活ニーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を生涯を通じて効果的に行うことが重要です。

保健分野では、疾病や障がいの早期発見・早期対応の機会として母子保健事業や健康増進事業が重要です。特に、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの重度化や二次障がいを招くことがあるため、健康の保持増進に特別な配慮が必要です。

近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特にうつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に向けた適切な支援が重要です。

医療分野では、市立病院を含む地域医療機関の連携体制を構築し、疾病や障がいの早期発見、重篤化の予防に対応する必要があります。

また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。

療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取組等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。

学校教育においては、発達障がいを抱える児童への支援等も含め、乳幼児期の療育・保育からの継続性を重視しながら、関係機関との連携のもと、個々の障がいや発達状況に応じ、生活や学習上の困難を改善又は克服するため必要な支援等を行う特別支援教育の充実に取り組んでいく必要があります。

1 保健・医療サービス等の充実

疾病及びそれが原因となって生じる障がいをできるだけ軽減できるよう、各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指導事業の充実等により、健康の保持増進を図ります。

また、障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい者に対する医療サービスの充実に努めます。

(1) 保健サービスの充実

■ 母子保健事業

疾病や障がいの早期発見・早期対応を目的として、妊婦・乳幼児等の健康診査を行うとともに、母子の健康の保持増進を図るため、母子健康手帳の交付、妊娠期の各種教室、妊産婦への相談事業・保健指導、訪問等による個別指導、子育て相談事業、育児教室、調理実習等を行います。

・ 母子健康手帳交付

母子健康手帳交付時には、マタニティコンシェルジュがきめ細やかに面接してケアプランを作成し、妊娠中から産後間もない時期の母子を継続して支援します。

・ 産後ケア事業

産褥期に家族等から産後の援助が受けられず、自身の体調や育児に不安のある産婦が、安心して子育てができるよう、助産所等で授乳指導・育児相談や母子のケア等を実施します。

・ 母子保健訪問指導

「妊産婦・新生児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」等、保健師等の家庭訪問により、妊産婦、乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親子の健康の保持増進を図ります。また、未熟児訪問指導を実施し、リスクの高い乳児の在宅生活を支援します。

・ 母子保健指導

母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが効果的であり、「パパママ教室」「パパ講座」「おやこ広場」「はじめての離乳食講習会」等の教室や「各種育児相談」「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

・ 妊婦、乳幼児健康診査

妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、全ての妊婦が安全・安心に出産を迎えられるよう支援します。全ての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関やセラビーいこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。

■健康増進事業

障がいの有無にかかわらず、疾病の予防及び軽減を図り、健康の保持増進に努めることが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検（健）診、健康教育、健康相談等の事業を実施します。

・各種検（健）診

がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、各種がん検診、各種健診等を実施し、早期発見、早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。

・健康教育

「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進を図ります。

・健康相談

家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。

・訪問指導

療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し、主治医や関係機関とも連携をとりながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。

■心の健康

心の健康を保つためには、ストレスをうまくかわすことや適度な運動、休養等の日常生活上の工夫が必要です。特に、障がい者や障がい者を支える家族が心の健康を崩し、二次的な障がいを引き起こすことのないよう、心の健康の保持増進に向けた普及啓発を図ります。

また、健康相談等の機会をとらえ、うつ症状等の早期発見に努めるとともに、医療機関や保健所、障がい者生活支援センター等の専門相談機関との連携を強化し、適正な治療へつなげます。

さらに自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。このような悲劇を招かないよう、国や関係団体等と緊密な連携を図り、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。あわ

せて、周囲の人間がうつ症状等に早期に気付き、適切な対応を行うことができるよう、メンタルヘルスや自殺予防に関する普及啓発を図ります。

また、近年、不登校やニート・ひきこもり等が社会問題化する中、その解決に向けて各関係機関と連携しながら取り組みます。

・生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」

身近な場所で安心して心配ごとや不安等を相談できる機会を提供し、悩みを抱える人たちの精神的な安定を図り、結果として自殺を未然に防ぐことを目的として臨床心理士による相談を行います。

・生駒市子ども・若者支援ネットワーク

平成 29 年 3 月に新たに設置した、行政機関、NPO 団体、学識経験者等による協議会です。不登校やニート・ひきこもり等様々な困難を抱える子ども・若者が、就学や就業等自立した社会生活を営むことができるよう、「生駒市子ども・若者総合相談窓口」での相談等を通じて支援を行います。

(2) 医療サービス等の充実

■医療と保健・福祉との連携

障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい特性の理解を図りつつ、医師会等の協力のもと医療と保健・福祉の連携に努めます。

そのため、医療や介護、福祉サービス等を必要とする障がい者や高齢者等が、在宅生活をスムーズに送れるよう、市立病院を含む地域の病院や診療所等との医療ネットワークの構築に努め、保健福祉施設等との連携を推進します。

・市立病院

生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ります。また、大規模災害時には、傷病者の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を活用するとともに、民間医療機関での対応が困難になった場合に、人工透析者の受入れを行います。

・重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な重度障がい者に対し、入院中において医療従事者とのコミュニケーションを支援するため、サービス提供事業所から支援者を派遣します。

・心身障がい者（児） 歯科診療

一般の歯科診療所で治療の困難な心身障がい者（児）に対し、奈良県心身障害者歯科衛生診療所において必要な治療を行います。

・訪問看護

重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、主治医の指示に基づき、看護師等が家庭訪問する看護サービスと連携を図ります。

■自立支援医療費の給付

自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療を実施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。

・更生医療

18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減又は機能回復を図ります。

・育成医療

18歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。

・精神通院医療

精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。

■その他の医療費公費助成

・精神障害者医療費助成事業

自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担相当額を助成します。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

・心身障害者（重度心身障害老人等）医療費助成制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

・指定難病の医療費助成制度

難病患者及びその家族に対し、保健所をはじめ保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、相談や治療に対する公費助成も含めて、患者等の療養生活を支援します。

2 早期療育・教育の充実

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの早期療育は、乳幼児期の発達を促し、障がいの状態の改善に寄与するとともに、保護者の不安や悩みに応える上でも重要な施策となります。

誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育を充実させます。

(1) 早期療育の充実

■障がい児の保育・教育の充実

障がい児の育成については、仲間と交流し、相互に理解、協力しながら育つ環境づくりを目指すとともに、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に発達を促す適切な支援を行い、基本的な生活能力の向上を図ることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが総合的に成長することを目指し、保育所や幼稚園等において「共に学び、共に育つ」保育・教育の推進を図ります。また、障がい児とその家族の要望を踏まえ、各種の福祉サービスの有機的な連携に努め、地域における療育体制の整備を図ります。

・保育所等における障がい児保育事業

障がいを有する児童が、家庭の状況により保育を必要とする場合に、集団保育が可能な範囲で保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて保育士、指導員を加配し、集団保育の中で心身の発達を促進します。

・幼稚園における特別支援教育

障がいのある幼児の受入れに当たっては、教員の加配や環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ります。

・児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力やことばの基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

・放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

■相談支援の充実

障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、専門機関・専門職、家庭や地域等が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要です。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。

・障がい児相談支援体制の充実

生活支援センターにおいて、発達に問題や障がいを持つ児童とその家族に対して、勉強会や交流会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、週1回子どもが自由に遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。

また、発達障害者支援センターとも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めます。

・家庭児童相談（こどもサポートセンターゆう）

児童に関わる問題が複雑化・多様化するなか、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。

・教育相談

児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談やカウンセリングを行います。

・就学指導

障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委員会において、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び保護者や関係機関と連携して就学指導を行います。

・ことばの教室

発音やことば、コミュニケーション等、子どもの発達について相談や適切な指導を行います。

・通級指導教室エル

ことばの遅れや認知に偏りを持つ小学生を対象に、学習に取り組むために必要な姿勢を育み、それぞれの特性を活かして苦手な課題に取り組むための指導や相談を行います。

・スクールカウンセラーの設置

専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心理相談や教職員のサポートを推進します。

・スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー合同交流会の実施

市で雇用しているスクールソーシャルワーカー及び各校に配置しているスクールカウンセラーと生徒支援担当の教員や養護教諭との合同交流会を開催して情報共有を行い、市の教育相談体制の充実を図ります。

・思春期相談事業（県事業）

思春期精神保健等に関する相談指導を行います。

・サポートブックいこま「たけまるノート」の活用

障がい児への切れ目のない支援のため、障がい児の保護者、学校、医療や福祉等の支援者が、乳幼児期から成人期に至るまでの発達や支援の状況を記した「たけまるノート」により情報を共有し、連携を図ります。

（２）教育の充実

学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、子どもが「共に学び、共に育つ」教育が必要です。また、障がいのある子どもが自らの生活や進路を選択できるよう保護者の意向も踏まえながら、自立支援に配慮し、個々の障がいや発達状況等に応じた教育内容や指導等、特別支援教育の充実に努めます。

■研修会、研究会等の整備

特別支援教育は、「障がい」もその人の個性としてとらえ、「共に学び、共に育つ」環境づくりを進めることが重要です。そのため、教職員自らが障がいについての知識や理解を深めるとともに、児童生徒に対しても適切な指導ができるよう、研修・研究の機会を整備します。

・特別支援教育コーディネーターの配置、研修

特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。年間を通じて特別支援コーディネーター研修を実施し、コーディネーターの資質向上とともに、各校に持ち帰り、教員への伝達・指導を行います。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。

・特別支援教育研究会の設置

小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図ります。

・特別支援教育講演会の実施

特別支援教育の専門家を招請して教育委員会主催の特別支援教育講演会を開催し、特別支援教育に対する教員の資質向上を図ります。

■教育環境等の整備充実

学校施設において、児童生徒が障がいのために不利益を受けることがないように、学習環境の整備、改善に努めます。

・タブレット等 ICT 技術を活用した療育・学習活動の強化

タブレット端末を用いて、特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒の学習支援を行う等、ICT 技術を活用した障がい児の療育・学習活動の強化に努めます。

・小・中学校における施設のバリアフリー化

小・中学校における障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。

・特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。

第2章 地域生活のための総合的な支援体制

事業推進の考え方

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを踏まえ、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。

障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、サービスの利用に当たっては、相談支援の充実が必要となります。

また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通してその解決に取り組むことが必要です。障がい者のニーズに対して、今後不足が見込まれるサービスもあります。本市においては、重度心身障害者（児）福祉年金を廃止した経緯もあり、特に、就労支援を含む日中活動系サービス、地域生活への移行に伴う居住系サービスや障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。

さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設等の整備に加え、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきます。

1 生活支援にかかるサービスの充実

障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライフステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。

施設入所者の地域生活への移行及び就労支援については、国の基本指針に基づきそれぞれの成果目標を設定することとします。

平成 32 年度末までの地域生活への移行は、平成 28 年度末時点における施設入所者の 9 パーセント以上を基本とし、「施設入所者の地域生活への移行者数 7 人」とするとともに、平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の入所者数の 2 パーセント以上の削減を基本とし、「施設入所者の削減者数 2 人」を計上するものとします。

また、就労支援については、福祉施設から一般就労への移行を、平成 28 年度の移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、平成 32 年度の「福祉施設から一般就労への移行者数 18 人」を計上するものとします。

さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として平成 29 年度に整備した地域生活支援拠点機能の充実に努めます。

（1）訪問系サービスの充実

一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、必要サービス量の確保に努めます。

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行います。

【実績・今後の方向性で見込量】

利用実績は増加傾向にあり、サービス量の確保に努めます。見込量は、利用実績に加え、施設入所者や長期入院している精神障がい者等の地域移行等を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	利用時間	2,220	2,270	2,226	2,261	2,297	2,333
	利用者数	115	122	124	126	128	130

■重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護や入院中の支援を総合的に行います。

【実績・今後の方向性で見込量】

利用対象者が限定されたサービスであるため、利用実績の大幅な増加はありませんが、平成30年度から入院先での利用が可能となることや重度障がい者等の地域移行も踏まえ、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率及び対象者の拡大を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
重度訪問介護	利用時間	264	371	353	470	470	470
	利用者数	2	3	3	4	4	4

■重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

サービスの特性上、対象者が限られ利用実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

■行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
行動援護	利用時間	633	643	703	729	756	782
	利用者数	46	51	53	55	57	59

■訪問入浴サービス

通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ利用実績は少ないですが、重度障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、必要に応じたサービス提供に努めます。見込量は利用実績に基づき現状維持で算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
訪問入浴サービス	利用者数	1	0	1	1	1	1

(2) 日中活動系サービスの充実

特別支援学校の卒業生や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人等の新たなニーズにも対応できるよう、事業所等の協力を得て、日中活動系サービス提供体制の整備に努めます。特に市内での就労機会拡大を図るため、生駒山麓公園等において就労支援を中心とした日中活動支援体制の整備に取り組みます。

市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、市外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、連携強化や情報提供の充実に努めます。

また、身体障がい者や難病患者等の生活介護サービス等については、介護保険サービス事業所（基準該当）の利用も含めて提供できるよう、身近な地域でのサービス提供体制の整備に努めます。

■生活介護

常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【実績・今後の方向性と見込量】

特別支援学校の卒業生が毎年度10人程度見込まれることや、入所施設等からの地域移行の推進等により利用者の増加が予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
生活介護	利用日数	4,461	4,683	4,830	5,021	5,211	5,401
	利用者数	232	244	254	264	274	284

■療養介護

医療と常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、利用対象者が限られますが、対象者にとっては重要なサービスであり、病院等関係機関との連携のもと、利用施設の確保と必要サービス量の確保に努めま

す。見込量は利用実績及び伸び率を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
療養介護	利用者数	12	13	13	13	13	14

■ 自立訓練

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

市内に提供事業者が無く利用対象者が限定されるサービスですが、引き続き必要サービス量の確保に努めます。各サービスの見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	51	61	59	59	59	59
	利用者数	4	4	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	40	81	77	77	77	77
	利用者数	3	5	5	5	5	5
宿泊型自立訓練	利用日数	62	4	26	26	26	26
	利用者数	2	1	1	1	1	1

■ 就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活に向けて、一般就労への円滑な移行を支援するため適切なサービス提供を行います。見込量は利用実績を勘案するとともに、国の基本指針に基づき、平成28年度末の利用者数が平成32年度末には2割以上増加することを目指して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
就労移行支援	利用日数	328	388	395	428	445	461
	利用者数	20	23	24	26	27	28

■就労継続支援

通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して適切なサービス提供を行います。

また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所との連携強化や情報提供の充実に努めるとともに、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
就労継続支援 A（雇用型）	利用日数	780	842	975	1,102	1,229	1,356
	利用者数	38	40	46	52	58	64
就労継続支援 B（非雇用型）	利用日数	1,455	1,437	1,427	1,539	1,652	1,764
	利用者数	88	85	89	96	103	110

■就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

平成30年度から新たに提供するサービスです。見込量は福祉施設から一般就労への移行者数等を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
就労定着支援	利用者数	-	-	-	2	5	9

■短期入所

介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

介護者の緊急時に直ちに対応できるように受入れ体制の整備に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
短期入所 (ショートステイ)	利用日数	173	226	221	236	250	265
	利用者数	39	43	46	49	52	55

■地域活動支援センター

障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、市内に2か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績に基づき算出しています。

		年度実人員					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
地域活動 支援センター	利用者数	99	80	80	80	80	80

■日中一時支援

主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守りや保護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

介護者等の緊急時に直ちに対応できるよう、事業所の協力のもと支援体制の整備に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
日中一時支援	利用日数	367	357	400	416	431	447
	利用者数	100	98	102	106	110	114

■児童発達支援・医療型児童発達支援

障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力やことばの基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。医療型児童発達支援事業はサービスの特性上、利用対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
児童発達支援	利用日数	1,298	1,179	1,355	1,355	1,355	1,355
	利用者数	215	213	213	213	213	213

■放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

支援が必要な障がい児に適切なサービスが提供できるよう、必要サービス量の確保に努めるとともに、学校との連携により効果的な支援が受けられる体制づくりに努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案し算定しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
放課後等 デイサービス	利用日数	1,597	1,967	2,014	2,307	2,601	2,894
	利用者数	152	182	213	244	275	306

(3) 居住系サービスの充実

家族から自立して生活する場の確保に向け、居住系サービスの提供体制を整備します。特に、「親亡き後」も住み慣れた地域で安心して暮らせる施設として、空家を活用した障がい者グループホームの建設に対する補助制度により、市内におけるグループホームの整備促進を図ります。

また、入所施設や医療機関から地域生活への移行を目指し、共同生活援助、福祉ホーム、自立生活援助等のサービスに加え、地域生活支援拠点機能の充実により、一体的な支援を行います。

■ 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営む障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

施設入所者や退院可能な精神障がい者等の地域移行を促進するため、障がい者の自立支援として市内外の事業所を問わず、グループホームの利用を推進します。また、今後、地域生活支援の拠点として更なる需要が見込まれるため、市内において、事業所の協力を得て、事業所の開設を促進するとともに、サービス提供体制の整備に努めます。見込量は利用実績等に基づき算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	42	43	44	45	52	53

■施設入所支援

在宅での生活が困難で施設に入所している障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等のサービスを提供します。

【実績・今後の方向性と見込量】

施設入所者の地域移行を目指しつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対してサービス量を確保します。見込量は、国の基本指針に基づき削減しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
施設入所支援	利用者数	67	70	70	69	69	68

■福祉ホーム

居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。

【実績・今後の方向性と見込量】

現在、本市には5年～10年の中期的な入居施設として1か所の福祉ホームがありますが、今後、入居者の共同生活援助（グループホーム）への移行も図りながら、新規の障がい者の受入れ体制の整備を推進します。見込量は利用実績と事業所のサービス提供体制を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
福祉ホーム	市内施設 利用者数	17	19	19	19	19	19
	市外施設 利用者数	2	4	4	4	4	4

■自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

平成30年度から新たに提供するサービスです。見込量は福祉施設から地域生活への移行者等を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
自立生活援助	利用者数	-	-	-	0	1	2

■地域生活支援拠点の機能充実

本市は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、自立した生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点を平成29年度に整備しており、今後その機能の充実に努めます。

(4) 移動サービスの推進

■移動支援

障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
移動支援	利用時間	920	950	1,067	1,136	1,206	1,276
	利用者数	82	100	107	114	121	128

■同行援護

視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が、社会生活上、外出する場合において、代筆や代読等、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要となる援助を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

視覚障がい者の社会参加や自立支援のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。

		各年度3月期					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
同行援護	利用時間	292	341	336	364	392	420
	利用者数	21	22	24	26	28	30

■障がい者等交通費等助成事業

障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、社会参加の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー乗車券の他、スポーツクラブ入会金や介護用品購入等に使える「生きいきクーポン券」を配布します。

■コミュニティバスの運行と利用支援

日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引を行っています。今後も、「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行計画を検討し、利便性向上のための取組を進めます。

■自動車運転免許証取得費・自動車改造費の助成

一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許証取得のための教習費用の助成や、就労等に伴い、所有する自動車の改造に要した費用を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

		各年度案件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
運転免許取得	利用件数	0	0	1	1	1	1
自動車改造費	利用件数	0	1	1	1	1	1

(5) 福祉用具の給付等

■補装具費の支給

身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・貸与・修理にかかる費用を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者が日常生活を送る上で必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を行います。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

		各年度実件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
補装具費の支給	利用件数	203	213	213	214	215	216

■日常生活用具の給付

在宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。

【実績・今後の方向性と見込量】

在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

		各年度実件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
日常生活用具 の給付	利用件数	1,863	1,955	2,035	2,115	2,195	2,275

■小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業

在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具を給付します。

【実績・今後の方向性と見込量】

在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。

		各年度実件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
小児慢性特定疾患 日常生活用具給付	利用件数	0	3	3	4	4	5

■難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

【実績・今後の方向性と見込量】

サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。

		各年度実件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
難聴児補聴器	利用件数	2	1	2	2	2	2

■車いす等の貸与

疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、一定期間、車いすの貸し出しを行います。

(6) 経済的支援

■各種福祉手当の支給

・児童扶養手当の支給

父(母)と生計を同じくしていない児童を養育している母(父)、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで児童扶養手当を支給します。

・特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している父母、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで特別児童扶養手当を支給します。

・障害基礎年金の支給

国民年金の加入者等が、病気やけがにより障がいと認定された場合に、一定の条件のもとで障がいの程度に応じた障害基礎年金を支給します。

・特別障害者手当の支給

著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給します。

・障害児福祉手当の支給

重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。

■税の減免や助成制度

・自動車税・軽自動車税の減免

一定以上の障がい等級に該当する障がい者が所有する自動車等について、本人又は家族が運転する場合等、一定の条件のもとで自動車税等の減免を行います。

・固定資産税の軽減

障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の軽減を行います。

(7) 窓口・情報提供の充実

■障がい者に配慮した対応

障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズに済ませられるよう庁舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めます。

■広報紙やホームページ等による情報提供の充実

広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により、市政に関する分かりやすい情報提供に努めます。

また、視覚障がい者のため、市政情報や市議会だよりを音声版にした声の広報や点字広報を希望者に配布するほか、声の広報を市ホームページで配信します。

■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布

障がい者の福祉サービスに関する情報を分かりやすく紹介した冊子「あゆみ」を作成・配布します。また、平成28年度からは冊子の点訳・音訳にも取り組んでおり、今後情報の電子化を図ります。

(8) 意思疎通支援事業等の充実

■手話通訳者・要約筆記者等の確保

聴覚障がい者の日常生活を円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合に出席する場合等に、円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行っています。

【実績・今後の方向性と見込量】

手話通訳者、要約筆記者等の確保や技術向上に向け、奉仕員養成研修等を充実するほか、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市主催の講演会等の行事には、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。見込量は利用実績と、今後のニーズ拡大を勘案して算出しています。

		各年度実件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
手話通訳者の派遣	利用件数	219	285	302	319	336	353
要約筆記者の派遣	利用件数	42	39	39	39	39	39

(9) その他のサービス

■緊急通報システム事業

一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し(500円/月)、急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請する等、迅速かつ適切な対応を図るものです。

■FAX119事業・Web119事業

聴覚や音声機能等に障がいを有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXやWebで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るものです。

■緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業

聴覚障がい者の急病や事故等緊急時に FAX119 や Web119 等による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。

■身体障害者補助犬の貸与（県事業）

重度の視覚障がい者、聴覚障がい者や肢体不自由者に対して、身体障害者補助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。

■中途失明者等生活訓練事業（県事業）

重度の視覚障がいで自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。

■ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までゴミの収集に伺う、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。

2 相談支援の充実

本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護等に関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まるものと考えられます。

また、親亡き後、一人暮らしの障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の機能を充実させます。

障がい者が地域で自立して生活するためには、自分に合ったより良いサービスを自ら選択できるよう、障がい者及び障がい者を支える家族への相談支援体制の充実が必要です。また、多様な障がい者への円滑な福祉サービス提供体制づくりに向け、福祉サービス事業者向けの支援を行います。

さらに、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等の様々な相談にも取り組んでいきます。

(1) 相談窓口の充実

■相談支援事業

障がい者に対して、障がい種別やその人の特性に合ったサービスの情報提供及び本人や家族に対する適切な指導・助言を行うため、専門的な相談員を設置するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

■計画相談支援・児童相談支援

障害福祉サービス、障害児通所サービス又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案又は児童支援利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

【実績・今後の方向性で見込量】

全ての対象者に提供できるよう、指定特定相談支援事業者及び支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

		各年度月平均件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
計画相談支援	利用件数	93	94	99	104	109	114
児童相談支援	利用件数	76	89	96	103	110	117

■地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者及び刑事施設等に収容されている障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【実績・今後の方向性で見込量】

障がい者の地域移行に向け、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

		各年度月平均件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
地域移行支援	利用件数	1	0	1	1	1	1

■地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。

【実績・今後の方向性と見込量】

障がい者の地域移行及び一人暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。

		各年度月平均件数					
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)
地域定着支援	利用件数	0	0	1	1	1	1

■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進

身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。

■強度行動障がい者相談支援事業

特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な福祉サービスの提供を目指し、事業者に対して専門家による指導・研修、相談等の支援を実施します。

(2) 自立支援協議会の機能の充実

障がい者の地域での生活を支援するため、障がい者の福祉、医療、教育、雇用に携わる関係者・関係機関、障がい者及びその家族団体の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、その解決のための支援体制の整備等について協議します。

特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関する事、地域社会資源の開発及び改善に関する事、障がい者福祉計画の運営評価に関する事、相談支援事業者の運営評価に関する事、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関する事、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する事等を中心に協議し課題解決に努めます。

自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担当者会と専門的な活動を実施する専門部会等を設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かな取組に努めます。

3 生活環境の充実

誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指すため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した整備改修を進めます。

また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。

(1) 人にやさしい施設の整備

■公共施設の整備

障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。

■道路や歩道の整備

誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリアフリー化を進めます。

■障がい者対応トイレの設置（オストメイト対応等）

公共施設の新設及び改修に当たっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めるとともに、それらを「生駒おでかけトイレマップ」として紹介しています。

(2) 住まいの充実

■住宅改修費の支給

身体障がい者に対して、一定の条件のもと、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。

■市営住宅のバリアフリー化の推進

障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設のバリアフリー化に努めます。

(3) 障がい者への防災対策の充実

■災害時要援護者の把握及び避難体制整備の推進

障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。

また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。

■避難所における障がい者への配慮

各避難所において、介護・介助の必要な避難者を、避難者名簿を基に早急に把握します。

避難された障がい者に対し、専用スペースや専用トイレ等の設置に努め、できる限り細やかに聞き取り調査を実施し、ニーズの把握に努めます。

また、障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、福祉避難所等での対応に努めます。

■医療や介護サービスの確保

本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病者の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えています。

また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。

第3章 障がい者理解と権利擁護

事業推進の考え方

障がいのある人とない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、全ての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行される中、本市においてはあらゆる場面で障がい者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁等の「障がいを理由とする差別」解消に向けて取り組んでいます。

今後も、地域をはじめ家庭、学校、職場等の様々な場で、障がいに関する学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取組を進めるとともに、あいサポート運動の推進やヘルプカードの普及を図り、障がい者への配慮や手助けが自然なこととなる環境づくりを促進します。

また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取組と一体のものとして、権利擁護に対する取組を推進します。

1 啓発・交流による障がい者理解

共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。

さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動等、市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備していきます。

（1）啓発・広報活動の推進

■ 広報紙やホームページ等による情報提供の充実

障がい者理解に向けた記事の掲載等、より多くの市民に障がい者への理解が得られるよう、広報紙による啓発活動をさらに充実させます。

■ 「障害者週間」キャンペーン

12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、街頭啓発や講演会等を行います。

■ 擬似体験講座の実施

車いすやアイマスクを着用しての歩行等、体の動きや機能が制限された状態を体感することにより、普段気付かないバリアについて様々な角度から考えることができるよう、今後も継続的に実施していきます。

■ 「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催

障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるように、自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに対する理解を深める講演会や研修会等を開催します。

■ 情報伝達のバリアフリー

聴覚や視覚に障がいを抱える人の情報のバリアをなくすため、市の広報紙においては、点訳や音訳を行います。また、イベント等の場においては、障がいに応じた配慮に努めます。

・ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

・ 奉仕員等養成研修事業

手話通訳、要約筆記、点訳や音訳等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図ります。

(2) 交流・ふれ合いの促進

■ 「ユニバーサルキャンプ in 生駒」等のイベント開催

「ユニバーサルキャンプ in 生駒」等のイベントを開催し、障がいの有無にかかわらずともにふれ合い、多様性や思いやりを学ぶ場づくりに努めます。

■ 福祉センター事業

福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がいの有無を越えた交流の場を提供するとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進します。

■ 障がい者関係団体の活動支援

障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。

(3) 障がい者理解に向けた取組の強化

■学校における取組

道徳や総合的な学習の中で障がいに対する理解を深め、その人が持っている障がいを含めて個性としてとらえる心を育む取組を行います。

障がいのある子どもとない子どもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、子どもの頃から自然に共生の心を育むことができる取組を推進します。

■地域における取組

共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者を交えた講演会等、障がい者への理解に向けた取組を推進します。

■市職員に対する研修等の充実

「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市職員が、障がい者に対する理解を深め、差別について正しい認識を持ち、適切な配慮ができるよう、障がい者や障がい特性をテーマとした研修を実施します。

また、生駒市役所で障がい者の職場体験受入れ事業を行い、職員が障がいについて理解を深める機会を増やします。

■企業等への働きかけ

企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施する等、障がいについての理解を深め、障がい者雇用の推進に向けた取組に努めます。

■あいサポート運動の推進

障がい者の特性や必要な配慮等を理解し、日常における困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を推進します。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配布しています。

■ヘルプカードの普及

「ヘルプカード」は、困りごとや緊急時の連絡先を自分では伝えられない障がい者が、予めカードに必要事項を記載し普段から身に着けておくことで、緊急時に助けを求めやすくするものです。今後さらに「ヘルプカード」の認知度を高める必要があり、効果的な普及啓発に努めます。

(4) ボランティア活動の推進

■ボランティアの育成及び活動のコーディネート

手話、点訳、要約筆記等のボランティア講座やセミナーを開催し、障がい者を支援するボランティアの育成及び活動のコーディネートに努めます。

2 権利擁護に対する支援

障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの機能充実に努めます。特に、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理等を行う成年後見制度について市の広報紙やホームページ、講演会等を通じて幅広く周知し、利用促進を図ります。

また、障害者虐待防止センターにおいて、障がい者に対する虐待の未然防止及び万一の発生時には早期対応を図ります。

(1) 権利擁護の推進

■権利擁護支援センターによる支援

知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう支援するとともに、成年後見制度等に関する相談や利用支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度に関するセミナーを開催し、普及啓発に努めます。

■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用相談や援助、金銭管理のお手伝いをする制度です。

自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料を支払ったりすることが困難な高齢者や知的障がい者、精神障がい者への支援サービスで、生駒市権利擁護支援センターが窓口となっています。

■成年後見制度の周知

判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。

■成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。

■成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■障害者虐待防止センターによる早期対応

障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。

また、虐待に関する相談や通報等の情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図ります。

■相談窓口の充実と周知

障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

また、障がい者が、医療、教育、就労等暮らしに関する様々な不安について、安心感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知に努めます。

第4章 障がい者の社会参加と就労支援

事業推進の考え方

障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充等が必要です。

また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質（QOL）を向上させる上で重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場・機会を設けるよう努めます。

障がい者にとっての就労は、より自立した生活を目指すということだけでなく、社会参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。

そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができ、また、就労を継続できるよう、就労の場の確保を進めるとともに、雇用者に対する障がい者理解への取組等、就労に関わる環境整備に努めます。

1 社会参加への支援

スポーツ・文化活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供等の側面からの支援の充実に努めます。

（1）活動の機会の確保

■福祉センター事業の充実

障がい者の生きいきとした日常生活と社会参加を支援するため、引き続き各種教室の開催や意思疎通支援のための事業等を実施するとともに、今後の支援ニーズ多様化を見据え、福祉センター事業の充実に図ります。

■自発的活動（ピアサポート）の支援

障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験を基に語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取組(ピアサポート)を支援し充実に図ります。

■外出支援の充実

移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障がい者が社会参加できるよう支援します。

■情報提供の充実

スポーツ・文化活動のイベント等開催に当たっては、障がい者が利用しやすいよう情報発信を工夫します。

■福祉有償輸送の適切な運営

社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所等の外出をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。

(2) スポーツ・文化活動等の推進

スポーツイベント等身近に身体を動かすことのできる機会の提供や障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置等、障がい者のスポーツ活動を推進します。

また、文化活動等においても、障がいのある人がない人とともに参加、活動しやすい環境づくりに努めます。

2 就労支援の充実

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援を推進します。

一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、「障がい者働く応援プログラムいこま」として、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先的調達の拡大等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めます。

(1) 多様な働き方の支援

■雇用を促進するための啓発活動の推進

障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワーク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用について、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受入れ事業所の拡大に向けて理解と啓発に努めます。

■相談窓口の利用促進・情報提供の推進

ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」及び各種相談支援事業者との連携を図ります。

■就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて課題の把握及びその解決に向けた支援を行い、必要に応じて企業や関係機関等との連絡調整を行います。

■就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援

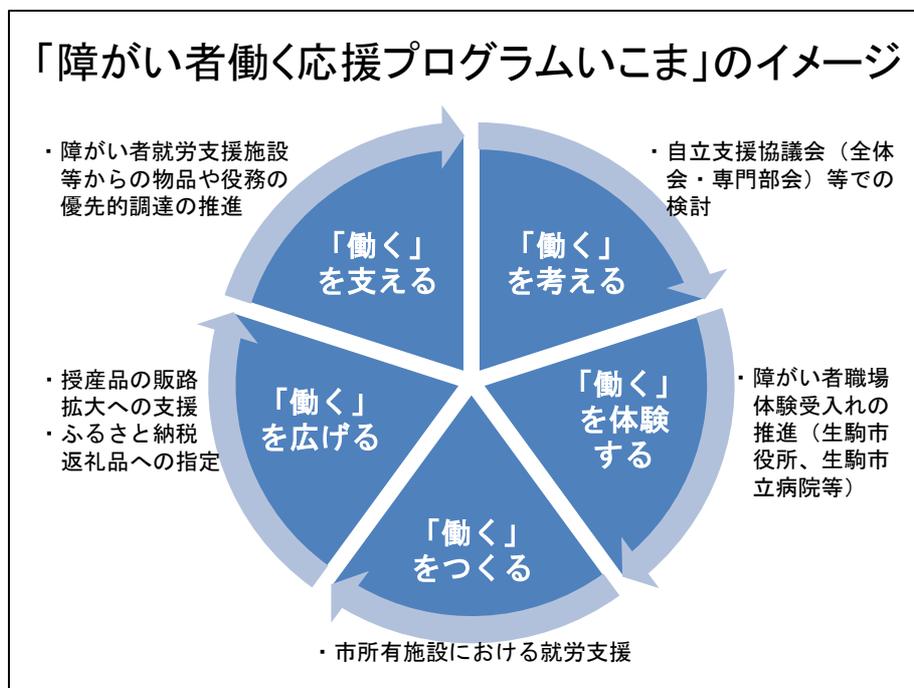
通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■農福連携の推進

農業・福祉分野が、農作業の担い手確保や遊休農地の活用、障がい者の職域の拡大や工賃の上昇等、双方の課題解決に向けて連携する農福連携の取組を推進します。

（２）「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

本市では、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援として「障がい者働く応援プログラムいこま」を推進します。これは、障がい者の「働く」について「考える→体験する→場をつくる→広げる→支える→考える…」というサイクルを通じて就労支援の拡大を図るものです。



■障がい者職場体験受入れの推進

障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事業所、「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携のもと、実体験の場として本市において職場体験の受入れを積極的に行うとともに、民間企業の受入れ拡大を目指します。

■授産品販路拡大への支援

市内の障がい者施設で作られた授産品の販売拡大に向けて、公共施設における販売スペースの確保や、授産品のふるさと納税返礼品への指定等、販路拡大に向けた支援を行います。

■障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、市役所における物品の購入及び役務の発注について情報発信を行うとともに、全庁的に障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ります。また、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標等を定めた「生駒市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」や実績を毎年度公表します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育等、分野横断的な課題に対して総合的に取り組む方針を示すものであるため、本市においては福祉部局を中心に庁内関連部局が連携するとともに、外部の各機関・団体とも連携して取り組みます。

■ 関係機関・団体、地域との連携

コミュニティ機能強化に向けて、当事者団体及び家族会、民生委員・児童委員連合会、医師会、ボランティア団体、自治会等の関係機関・団体、地域と連携して、ネットワーク形成に努めます。

■ 社会福祉協議会との連携

住民との協働により、各地域の実情に応じた地域福祉を推進していくため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の推進に努めます。

■ 国、県との連携

計画の円滑な推進に向けて国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行います。

■ 自立支援協議会における協議

障がい者の福祉、保健、医療、教育、雇用に関わる関係者・関係機関、障がい者及びその家族団体の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、その解決のための支援体制の整備等について協議します。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進に向け、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況を定期的に点検・評価し（Check）、改善する（Act）「PDCA サイクル」を適切に運用し計画の実効性を高めます。あわせて、自立支援協議会等の場を通じて有識者等から意見を聴取し、計画推進に際しての課題を抽出するとともに、随時これらへの対応策の検討を行います。